



山口市協働推進プラン改訂版の概要

第1章 協働推進プランとは(P2~3)

協働推進プランの位置づけ (P2)

協働推進プランは、協働によるまちづくりの基本的なルールを定めた「協働のまちづくり条例」の理念である「市民の参加と協働によるまちづくり」を着実に進めるために、その指針(ガイドライン)となる総合的な計画として策定するもの。

これまでの進捗状況 (P3)

平成24年度までの協働推進プランの実行計画全47項目中、91.5%で実施(実施済8、継続推進33、一部実施2、検討中(=廃止)4)

第2章 このプランでどのような姿を目指すのですか(P4~10)

1 本市を取り巻く状況 (P4~7)

- ①人口減少、高齢化
- ②市民ニーズの多様化・高度化
- ③まちづくりに対する市民の主体的な関わりの必要性
- ④市民活動の活発化
- ⑤広大な市域の中で各地域の実情に応じたまちづくりの必要性

このような状況の中で、どうしていけばいいのでしょうか?



2 本市の目指す姿 (P8~9)

本市には、様々な特徴や得意分野を持ったまちづくりの主体が多くあり、それぞれの活発な活動は、本市の大きな特徴であり強みでもある。

そこで、各まちづくりの主体が得意分野を活かしながら連携・協力し、社会課題や地域課題を解決していく「協働によるまちづくり」を、本市の実情にあわせて進めていく。

その結果、「市民が自らの手でまちづくりを行う住民自治の促進」「地域力の向上」「地域内での連携・協力の強化」が図られ、今後とも住み続けたい、子どもたちに残していきたいと思うような、市民が幸せを感じられる豊かな地域社会の実現へとつながっていく。

●このことを踏まえ、本市では目指す地域社会の姿を「個性豊かで 活力のある 自立した 地域社会」とする。

協働によるまちづくり

社会課題・地域課題の解決

『個性豊かで 活力のある 自立した 地域社会』



協働推進プラン改訂版

- 山口市協働推進プラン改訂版は以下の方法でご覧になれます。
- ①市公式ウェブサイトをご覧ください。
 - ②山口市役所協働推進課に備え付けておりますのでお取りください。



キョードーレッド

協働推進プランをぜひご覧ください!!

第3章 協働によるまちづくりとは(P11~29)

1 協働の定義 (P11)・・・『市民と行政、又は市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任と役割分担を明確にし、共に取り組むこと』

2 基本的な考え方 (P12~13)

- ①目的共有 ②相互理解
- ③対等な関係
- ④自主性・自立性を尊重
- ⑤情報の公開・共有 ⑥評価

3 協働の効果(P14)

- ①きめ細やかな対応
- ②地域力の向上、住民自治の促進
- ③市民との信頼関係の構築、行政機能の見直し

4 協働によるまちづくりの領域(P15)

①市民主体	②市民主導	③市民・行政	④行政主導	⑤行政主体
市民の責任と主体性により独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力を得て行う領域	市民と行政が連携・協力して行う領域	行政の主体性のもとに市民の協力や参加・参画を得て行う領域	行政の責任と主体性により独自に行う領域

協働によるまちづくりの領域

5 協働に適した分野や事業(P16)

- ①地域ごとにきめ細やかな対応が必要な分野
- ②地域社会との密接な連携が必要な分野
- ③当時者性を活かし、解決を求められる分野
- ④専門性を求められる分野 ⑤行政が着手していない分野
- ⑥合意形成が必要な分野

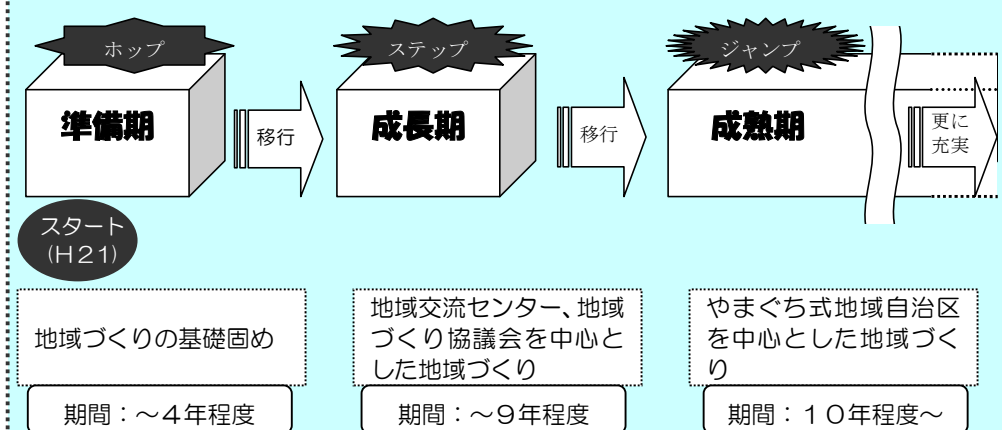
6 協働の形態(P17)

- ①共催 ②後援 ③実行委員会
- ④アドプト(里親)制度 ⑤事業協力 ⑥協働委託
- ⑦補助・助成 ⑧参画提案・政策提案 ⑨情報提供・情報交換

7 まちづくりの様々な主体とその役割(P19~28)

- 1 市民一人ひとり…地域活動や市民活動に積極的に参加
- 2 地域コミュニティ(自治会・婦人会・子ども会等)…地域課題やニーズの把握と解決に向けた取り組み
「地域づくり協議会」…地域内の各種団体が連携・協力して地域づくりに取り組む
- 3 市民活動団体…公共サービスの担い手、市民の社会貢献機会の提供等
- 4 事業者…経営資源を活かしてまちづくりに寄与等
- 5 教育機関…研究成果の提供や社会奉仕活動等
- 6 行政…幅広い市民参画への取り組み、市民が活動しやすい環境整備、職員の協働意識の向上等

8 地域づくりの充実に向けたプロセス(P29)



第4章 具体的にどのようなことをするのですか(P30~32)

4つの推進方針	I 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます	21事業
	II 情報の共有化により、活動の活性化を図ります	14事業
	III 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります	4事業
	IV 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います	5事業

実行計画 (P33~52)

各事業の詳細を掲載
総事業 44事業
新規事業 14事業
(裏面に掲載)



協働推進プラン（改訂版）推進項目一覧表

推進方針	推進施策	推進項目	新規・継続	対象となる主体						
				市民	地域コミュニティ	団体	市民活動	事業者	教育機関	行政
I 参加しやすく、活動しやすい環境づくりを進めます										
(1) 活動(交流)拠点機能の充実										
① 地域交流センターの整備										
			新規	■	■	■	□	□	■	
② 市民活動の拠点の検討										
			継続	□	□	■	□	□	□	
(2) 活動の活性化、自主・自立のための活動支援										
① 自治会等自治振興交付金による支援										
			継続	□	■	□	□	□	□	
② 地域づくり交付金制度の充実										
			新規	□	■	□	□	□	□	
③ 社会貢献活動に対する活動保険制度の運用										
			継続	□	■	■	□	□	□	
④ 市民活動促進事業交付金による支援										
			継続	□	□	■	□	□	□	
⑤ 地域活動と市民活動の連携強化										
			継続	□	■	■	□	□	□	
⑥ 地域資源の発掘・創造										
			新規	■	■	■	■	■	■	
⑦ 地域づくり計画の見直し支援										
			新規	□	■	□	□	□	□	
⑧ 地域づくり協議会の充実支援										
			新規	□	■	□	□	□	□	
⑨ 地域コミュニティ等への補助金・助成金・交付金の整理										
			継続	■	■	□	□	□	□	
⑩ 地域づくりアドバイザーの派遣										
			継続	□	■	□	□	□	□	
⑪ 地域とともにある学校づくりの支援										
			新規	□	■	□	□	■	□	
⑫ やまぐち式地域自治体の検討										
			新規	□	■	□	□	□	□	
(3) 資金確保支援機能の充実										
① 社会貢献活動に関する各種助成、補助金制度の情報提供										
			継続	■	■	■	□	□	□	
② 活動資金の確保支援										
			継続	□	■	■	□	□	□	
(4) 評価検証機能の充実										
① 協働によるまちづくりの検証・評価の実施										
			継続	□	■	■	■	■	■	
(5) 中間支援機能(相談・コーディネート機能)の充実										
① 市民活動支援センター(さぼらんて)の中間支援機能の充実										
			継続	■	□	■	□	□	□	
② (仮称)地域活性化センターの設置										
			新規	■	■	■	■	■	■	
(6) 市政への参画の仕組みづくり										
① 審議会等の委員のデータベース化										
			継続	□	□	□	□	□	■	
② 市政への参画機会の推進										
			継続	■	□	□	□	□	■	
II 情報の共有化により、活動の活性化を図ります										
(1) 協働によるまちづくりの考え方の発信機能の充実										
① 協働に関する講演会や説明会の開催										
			新規	■	■	■	■	■	□	
② 様々な協働PR手法の活用										
			新規	■	■	■	■	■	□	
(2) まちづくり情報の提供・発信機能の充実										
① 自治会活動に関する情報提供										
			継続	□	■	□	□	□	□	
② 活動事例集、協働事例集の作成										
			継続	■	■	■	■	■	■	
③ 活動報告会、協働事業報告会の開催										
			継続	■	■	■	■	■	■	
④ 地域コミュニティ情報の発信支援										
			継続	□	■	□	□	□	□	
(3) 行政情報の提供・発信機能の充実										
① 市報の充実・活用										
			継続	■	□	□	□	□	□	
② 市公式ウェブサイトの充実・活用										
			継続	■	□	□	□	□	□	
③ お気軽講座の充実										
			継続	■	□	□	□	□	□	
(4) 調査・研究機能の充実										
① 市民のまちづくりに対する意識調査の実施										
			継続	■	□	□	□	□	□	
② 市民活動団体の実態調査の実施										
			継続	□	□	■	□	□	□	
(5) ネットワーク支援機能の充実										
① 人材や団体情報の集約、データベース化										
			継続	■	■	■	■	■	□	
② 協働ラウンドテーブル(情報交換・交流・協議の場)の開催										
			継続	□	■	■	■	■	■	
③ 地域間交流の促進										
			新規	□	■	□	□	□	□	

推進方針	推進施策	推進項目	新規・継続	対象となる主体						
				市民	地域コミュニティ	団体	市民活動	事業者	教育機関	行政
III 人づくりを通じて、協働の意識醸成を図ります										
(1) 人材発掘機能の充実										
① 地域の人材バンクの設置支援										
			新規	■	■	□	□	□	□	
(2) 人材育成・支援機能の充実										
① 地域づくりリーダーの育成										
			継続	■	■	□	□	□	□	
② 地域づくり支援専門員による支援										
			新規	■	■	■	□	□	□	
③ 市民活動支援センター(さぼらんて)の人材育成機能の充実										
			継続	□	□	■	□	□	□	
IV 協働推進体制を整備するとともに、市職員の意識改革を行います										
(1) 庁内の協働推進体制の整備										
① 全庁的な協働推進体制の強化(会議体の活用)										
			継続	□	□	□	□	□	■	
② 協働推進員の配置										
			継続	□	□	□	□	□	■	
③ 地域内分権に向けた事務・権限の移譲										
			新規	□	□	□	□	□	■	
(2) 市職員の協働意識の向上										
① 階層別・体系的な職員研修の実施										
			継続	□	□	□	□	□	■	
② お気軽講座の充実【再掲】										
			継続	■	□	□	□	□	□	
③ 協働推進員の配置【再掲】										
			継続	□	□	□	□	□	■	
(3) 市職員のまちづくりへの参加促進										
① 地域活動に対する職員参加の促進										
			継続	□	□	□	□	□	■	

■新規事業について(14項目)

地域交流センターの整備	地域交流センターが地域づくり拠点としての機能を果たせるよう、順次、改築・改修していく。
地域づくり交付金制度の充実	地域づくり交付金制度の課題等を整理し改善していく。また制度の位置づけの明確化にも取り組む。
地域資源の発掘・創造	地域に眠っている資源を発掘・創造し、人、モノ、資金などがつながる取り組みを行う。
地域づくり計画の見直し支援	地域の課題を抽出し、その課題解決を地域の中で誰が担うのか、といった地域づくり計画が効果的かつ具体的な計画となるよう、見直しを支援する。
地域づくり協議会の充実支援	世代交代がスムーズに行われるような組織づくりの支援や、市民アンケートなどによる意見集約方法、協議会内の意思決定に関するノウハウの提供など、地域づくり協議会の側面的な支援や、地域づくり協議会の位置づけの明確化等に取り組む。
地域とともにある学校づくりの支援	「コミュニティスクール」や、保護者や子どもが地域づくり活動に参加する取り組みなど、地域と学校の連携を図る。
やまぐち式地域自治体の検討	本市に相応しい地域自治の仕組みづくりとして、地域住民の意見等を反映させる方法や、組織形態等、「やまぐち式地域自治体」の検討を進める。
(仮称)地域活性化センターの設置	地域づくりを担う人材の育成や、地域づくりの助言(アドバイス)を中立的な立場で行うとともに、各まちづくりの主体の連携促進を実施する中間支援組織を設置する。
協働に関する講演会や説明会の開催	協働によるまちづくりをテーマとした講演会や説明会を開催する。
様々な協働PR手法の活用	パンフレットや説明用データ、マスコットキャラクター等の作成により、「協働によるまちづくり」について分かりやすく説明する。
地域間交流の促進	地域づくり協議会が他地域と積極的に交流し、その状況を知ることにより、自らの地域を見つめ直す取り組みを進める。
地域の人材バンクの設置支援	地域の中で地域住民の活動参加の機会創出や居場所づくりを図る人材バンクの構築を支援する。
地域づくり支援専門員による支援	地域づくりの経験豊富な専門員を設置し、地域の人材育成や、地域課題解決に向けたアドバイス等の支援を実施する。
地域内分権に向けた事務・権限の移譲	本庁で実施している事務・権限について、本庁事務と住民に身近な地域交流センター等で実施した方が望ましい事務との仕分けに取り組み、可能なものから地域交流センター等へ段階的に委譲を進める。